

宿泊約款

第1条（本約款の適用）

1. 当施設（水野旅館および Castle Side Villa 波静）の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

1. 宿泊申込みが、この約款によらないとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
5. 宿泊しようとする者が、当施設または当施設従業員らに対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
7. 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
8. 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすことが明らかなきとき。
9. 危険物（ストーブ等の火器、石油類）及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
10. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力

ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

第3条（申し込み）

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の、住所、氏名、電話番号
2. 宿泊日、到着予定時刻
3. その他、当宿泊施設が必要と認めた事項

第4条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が第3条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第5条（宿泊契約の解除）

当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、違約金を申し受けます。

1. 宿泊日当日に解除した場合は、宿泊者1人につき第1日目の宿泊料金の100%
前日に解除した場合100%
7日前から2日前までは30%
ただし、宿泊プランや日ごとに独自のキャンセルポリシーが設定されている場合は、そちらを優先します。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の午後8時になっても到着しないとき又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて（午後8時を限度）連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
3. 予約日数や室数が短縮した場合は、該当する全ての減少した予約分に関して違約金を収受いたします。予約人数が減少した場合も同様の扱いとします。
4. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者が到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条（宿泊契約の解除権）

当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除する事ができます。

1. 第2条に該当することとなったとき
2. 第3条を申し出ただけでないとき

第7条（宿泊の登録）

宿泊者は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を当施設に登録いただきます。

1. 第3条の事項
2. 外国籍にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
3. 出発日および時刻
4. その他、当施設が必要と認めた事項

第8条（チェックイン・チェックアウトタイム）

1. 宿泊者が当施設に入館いただける時刻（チェックインタイム）は午後4時（Castle Side Villa 波静は午後3時）からとし、又当施設より退館いただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10時（Castle Side Villa 波静は午前11時）迄とします。
2. 連泊（2日以上）連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

第9条（料金の支払い）

1. 宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客が出発の際または当施設が請求したとき、行って頂きます。

2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けません。

第10条（利用規則）

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条（宿泊継続の拒絶）

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条第3号から第10号までのいずれかに該当することになったとき
2. 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき
3. 第10条に定めた利用規則に従わなかったとき
4. 寝室等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき

第12条（宿泊の責任）

当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設において宿泊の登録を行ったとき、または施設に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため施設を離れたときに終わります。

第13条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客が当施設にお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたとは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、5万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品であった場合、当施設は一切その損害を賠償致しません。
2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品であって当施設にお預けにならなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当施設は賠償致しかねます。当施設が賠償する場合、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、5万円を限度として当施設はその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、当施設は一切その損害を賠償致しません。

第14条（手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品（金庫内含）が当施設に置き忘れていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

第15条（駐車場）

宿泊客が当施設の管理する駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の奇託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ん。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第16条（宿泊客の責任）

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設にし、その損害を賠償していただきます。

第17条（管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

第18条（宿泊料金）

宿泊料金は時季・プランごとに自社HP等に記載します。

第19条（禁止事項）

下記のいずれかに該当し、改善、中止を申し入れてもあらたまらないときは宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

1. 火災の原因となる施設内で火器などをご使用にならないこと。
2. 喫煙に関し、水野旅館は分煙、Castle Side Villa 波静はテラスやバルコニーを含む敷地内全てが禁煙となっております。
3. 当施設は一般住宅地にあります。近隣住民に迷惑となるような、高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたりなさないこと。
4. 施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (1) 動物、鳥類
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 著しく多量な物品
 - (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5) 炊事用の器具や、アイロン等の、熱を発する器具等
 - (6) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
 - (7) 大麻、麻薬、覚せい剤等
 - (8) その他当施設が不適切と認めたもの
5. 当施設内で、賭博および風紀をみだすような行為をなさないこと。
6. みだりに外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備、諸物品などを他の場所に移動、加工、持ち出したり、目的以外の用途に利用したりなさないこと。
7. 施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりなさないこと。
8. 泥酔者はお風呂のご利用をお断り致します。

第20条（損害賠償）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の

責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設では、敷地内外での事故について、当旅館の責めに帰すべき事由がないときは、賠償料を支払いません。水野旅館の階段や生簀、Castle Side Villa 波静における階段や水盤、バルコニー等においては安全に十分ご注意ください。
3. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

令和6年7月1日

有限会社水野旅館